明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一一）　三
○競馬法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（二一二）　四
○都市計画法施行令の一部を改正する政令（二一三）　四
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二一四）　四

〔条　約〕
○租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定（六）　四

〔府　令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四九）　六

〔省　令〕
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九三）　六

〔告　示〕
○租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二五六）　六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働二四九）　六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（同二五〇）　六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（同二五一）　六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（同二五二）　六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（同二五三）　六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（同二五四）　六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件（同二五五）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　七

本号で公布された法令のあらまし

◇競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二一号）（農林水産省）

競馬法の一部を改正する法律（平成二四年法律第三七号）の施行期日を平成二六年四月一日とすることとした。

◇競馬法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（政令第二二二号）（農林水産省）

一　競馬法施行令の一部改正関係

1　競馬法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（第三条関係）

2　日本中央競馬会及び地方競馬主催者（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）は、勝馬投票券の発売を締め切った後遅滞なく、勝馬投票券の枚数等を競馬場内の一定の場所に掲示しなければならないとする規定を削除することとした。（第一〇条及び第一七条の七関係）

3　日本中央競馬会及び地方競馬主催者は、その役職員等に対して、その職を表示する記章を交付し、競馬開催中は、競馬場内及び場外設備内において、常にこれを着用させなければならないとする規定を削除することとした。（第一三条及び第一七条の七関係）

二　関係政令の一部改正関係

地方財政法施行令及び有限責任事業組合契約に関する法律施行令について、改正法の施行に伴う規定の整理を行うこととした。（地方財政法施行令附則第二条及び有限責任事業組合契約に関する法律施行令第二条関係）